

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく
光市病院局特定事業主行動計画

平成28年3月31日

光市病院事業管理者 守田信義

1 計画策定の目的

この女性活躍推進法に基づく「光市病院局特定事業主行動計画」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第15条第1項の規定に定められた行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえ、職業生活を営み、また営もうとする女性に対し、職業生活に関する機会の積極的な提供及び職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備等を計画的かつ着実に推進するため、本計画を策定し、公表します。

2 計画期間

女性活躍推進法は、平成37年度までの時限立法で、計画期間は、平成38年3月31日までの間、一定期間に区切って実施することとし、次世代育成支援対策法に基づく特定事業主行動計画の計画期間の終期を合わせ、平成28年4月1日～平成32年3月31日までの4ヶ年を計画期間とします。

3 現状を踏まえた数値目標

女性活躍推進法第15条第3項及び内閣府令第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定します。

平成31年度までに、

- 女性の離職率を平成26年度実績（7.7%）より0.2%以上引き下げ、7.5%以下にすることを目指します。

4 目標を達成するための取組み及び実施時期

(1) 女性の離職率を下げる取組み

女性が出産・育児・介護等を経ながらも、継続就業・活躍していけるよう両立支援の制度の紹介を行い、また、制度が利用しやすい職場風土を醸成します。

ア 職員の新人研修において、仕事と家庭の両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇、介護休暇等）の紹介を行います。

【平成28年度から】

イ 利用可能な仕事と家庭の両立支援制度について、掲示板を活用して周知するとともに、常時閲覧できる状態にします。 【平成28年度から】